所得税及び住民税（個人の町県民税）申告相談日程について

申告受付期間：令和5年2月16日（木）～3月15日（水）※但し3月15日は12時まで

月　日	地　区	場　所	時　間
2月16日（木） ～ 3月15日（水） ※土・日・祝日を除く	全地区	役　場 （町民課窓口）	午前8：30～12：00 午後1：00～　5：00 ※3月15日（水）は12：00まで
※下記の期間で役場（町民課窓口）に来庁された方は、担当者不在のため書類の受け取りのみとなります。			
2月16日（木）	倉ノ谷	高齢者活性化センター	午前9：00～11：00
2月17日（金）	宇　賀	宇賀集会所	午前9：00～11：00
2月20日（月）	物　井	物井公会堂	午前9：00～11：00
2月21日（火）	大　山	大山会館	午前9：00～11：30
2月22日（水）	船越・小向	船越公会堂	午前9：00～11：30
2月24日（金）	別府・美田尻	黒木公民館 （会議室）	午前9：00～12：00 午後1：30～　4：00
2月27日（月）	大津・市部	大津集会所	午前9：00～11：30
2月28日（火）	波　止	波止公会堂	午前9：00～11：00
3月　3日（金）	赤ノ江	赤ノ江公民館	午前9：00～11：30
3月　6日（月）	珍　崎	珍崎公民館	午前9：00～11：00
3月　7日（火）	三　度	三度も一も一館	午前9：00～11：00
3月　1日（水）	全地区 ※事前予約制	中央公民館 （ノア）	午前10：00～午後4：00
3月　2日（木）	全地区 ※事前予約制	中央公民館 （ノア）	午前　9：00～午後3：00

中央公民館（ノア）で行う3月1日及び3月2日の税務署による申告相談については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場内で密集しないよう 事前予約制 となっております。

☎ 予約お申込み先：役場町民課（6－0103）

●申し込み順にご希望の日程、お時間をお聞きしますので、当日はご予約された時間に会場へお越しください。
●予約のない場合も受付いたしますが、事前予約の方を優先いたします。
●来場の際にはマスク着用、検温の実施及び手指消毒にご協力をお願いします。
　なお37．5度以上の発熱がある場合は、入場をお断りさせていただきます。ご理解ご協力をお願いいたします。

※ 申告受付期間：令和5年2月16日（木）～3月15日（水）【但し3月15日は12時まで】
※ 収支内訳書や医療費控除の明細書等は事前に作成しておいてください。

申告会場へは、個人番号カード・印鑑・本人確認書類・源泉徴収票・事業収支の明細・各種保険料控除証明書など必要なものをご持参ください。

後期高齢者医療に係る医療費通知を送付しました。

島根県後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療の被保険者のみなさまへ、医療費通知を送付いたしました。

送付対象者	被保険者全員
発送時期	令和５年１月中旬 （令和３年11月～令和４年10月診療分）

■令和４年11月～12月診療分の医療費や、医療費通知に記載されていない医療費がある場合は、ご自身で領収書に基づいて別途「医療費控除の明細書」を作成して申告書に添付する必要がありますのでご注意ください。

■療養費（柔道整復、あん摩マッサージ、はりきゅう）について、療養費通知を確定申告に使用される場合は、令和４年５月（令和３年10月～令和４年１月施術分）、９月（令和４年２月～５月施術分）送付分と令和５年１月（令和４年６月～９月施術分）送付予定分をあわせて使用してください。なお、令和４年10月～12月施術分については施術所が発行する領収書が必要です。

■国民健康保険の方の医療費通知は、２月中旬に送付予定です。

お問い合わせ先：西ノ島町役場 町民課（電話：08514 - 6 - 0103）

準住民の方も

隠岐航路運賃助成を受けることができます！

平成29年４月１日より、国の有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の施行に伴い、隠岐郡４町村（西ノ島町・海士町・知夫村・隠岐の島町）において、隠岐－本土間の航路の運賃助成を実施しています。この助成は、西ノ島町に住民票のない準住民の方も対象となりますので、以下の条件のいずれかを満たし、利用をご希望される場合は下記お問い合せ先までご連絡ください。

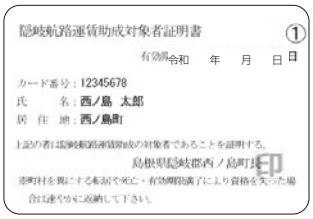
隠岐航路運賃助成対象者証明書 ①
有効期令和　年　月　日
カード番号：12345678
氏　　名：西ノ島 太郎
居 住 地：西ノ島町
上記の者は隠岐航路運賃助成の対象者であることを証明する。
島根県隠岐郡西ノ島町長 印
※町村を異にする転居で死亡・有効期間満了により資格を失った場合は速やかに返納して下さい。

■助成対象者

1．西ノ島町に住民票がある方が扶養し、町外に居住している小・中・高・大学等に通う学生

2．西ノ島町に居住する要介護認定者等の介護等のため、西ノ島町に反復継続的に来訪する親族（右図の範囲内）

①［　　］に入っている方が対象
②［本人］は、要介護認定または要支援認定を受けられている方

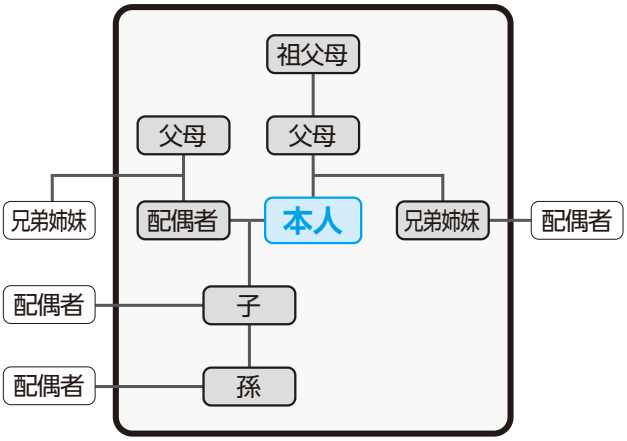

■助成対象航路

隠岐汽船株式会社が運航する航路で、隠岐郡内の各港間及び隠岐ー本土間

■証明書の発行場所　西ノ島町役場　企画財政課

お問い合わせ先：西ノ島町役場 企画財政課（電話：08514 - 6 - 0105）